○ 庄原市緊急通報体制整備事業実施要綱

平成20年3月19日告示第34号

改正

平成22年3月31日告示第49号の1 平成25年12月13日告示第129号

庄原市緊急通報体制整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり暮らしの状態にある高齢者等に緊急通報装置(以下「用具」という。)を給付し、高齢者等の不安を解消するとともに、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応を図り、その福祉の増進に資するため、庄原市緊急通報体制整備事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2条 事業の対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者で おおむね3名の協力員が確保できる者とする。
 - (1) おおむね65歳以上の虚弱で健康に不安のあるひとり暮らし世帯又は高齢者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯に属する高齢者
 - (2) 身体障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する身体障害者
 - (3) その他市長が特に必要と認める者

(協力員)

- 第3条 協力員は、原則として対象者の近隣に居住し、緊急時に即応できる者とする。
- 2 協力員は、この事業の活動により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 (給付の申請)
- 第4条 用具の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、緊急通報 装置給付申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(給付の決定)

- 第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、 用具の給付が適当と認めたときは、申請者に緊急通報装置給付決定通知書(様式 第2号)によりその旨を通知するとともに、用具を給付するものとする。
- 2 前項の規定による通知書を受けた申請者が用具の給付を受けたときは、速やか

に緊急通報装置受領書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、用具の給付が不適当と認めたときは、申請者に緊急通報装置給付不承認通知書(様式第4号)によりその旨を通知するものとする。

(費用負担及び支払)

- 第6条 用具を給付されることになった者は、別表の基準により、用具の給付に要する費用の一部又は全部を負担するものとし、市長が定める期限までに利用者負担金を市に支払わなければならない。
- 2 用具の使用に係る料金又は保守管理に要する経費は、全て用具の給付を受けた 者の負担とする。

(用具の管理)

- 第7条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、 交換し、貸付け又は担保に供してはならない。
- 2 市長は、用具の給付等を受けた者が前項の規定に違反したときは、当該用具の 給付を受けた者に対し当該用具の給付に要した費用の全部若しくは一部の支払 を請求し、又は当該用具の返還を命ずることができる。

(給付を受けた者の義務)

第8条 用具の給付を受けた者は、申請書に記載した事項に変更があったとき又は 用具が不用になったときは、速やかに市長へ報告し、指示に従わなければならな い。

(関係機関との連携)

第9条 事業の実施に当たっては、消防署、民生委員、地域包括支援センター、ひとり暮らし高齢者等巡回相談員等と十分に連携を図るものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日告示第49号の1)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月13日告示第129号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

利用者負担の基準

用具の給付に	利用者		
要する費用	負担率	利用者世帯の階層区分	負担額
	0 %	生活保護法による被保護世帯	当該年度単
	0 %	市民税額が0円及び均等割の額のみ課税の世帯	価契約金額
	20%	市民税額(均等割の額及び所得割の額の合算額)	に利用者負
		が16,500円以下の世帯	担率を乗じ、
給付年度にお	40%	市民税額(均等割の額及び所得割の額の合算額)	100円 未満を
ける用具の物		が16,501円以上40,500円以下の世帯	切り捨てた
品購入単価契	60%	市民税額(均等割の額及び所得割の額の合算額)	金額とする。
約金額		が40,501円以上100,500円以下の世帯	
	80%	市民税額(均等割の額及び所得割の額の合算額)	
		が100,501円以上147,000円以下の世帯	
	100%	市民税額(均等割の額及び所得割の額の合算額)	
		が147,001円以上の世帯	

様式 (省略)